

工業振興計画を策定しました

市工業振興計画策定委員会（委員長・丹野浩一 関工業高等専門学校長）の第5回委員会は1月28日、ベリノホテル一関で行われ、「人と地域を活かし 創造性豊かなものづくりを目指します」を基本理念とする、平成19年度から23年度まで5カ年の「一関市工業振興計画」案を決定し、浅井市長に報告しました。同計画は、市総合計画の分野別計画として、本市の工業の目



丹野委員長(左)から計画案が浅井市長に手渡されました

指すべき方向性を明らかにし、地域の特性や資源を生かした独自の工業振興施策の展開を目的とするものです。

計画の策定作業は、市長の委嘱を受けた知識経験者ら17人で構成する同委員会により昨年6月からスタート。これまで5回の委員会のほか、下部組織として設けられたワーキンググループによる5回の調査検討、さらには計画の中間報告に対する市民からのパブリックコメント募集などを進めてきました。

報告を受けて市は1月31日、計画案の内容に基づき、工業振興計画を策定しました。計画の概要は、下記のとおりです。

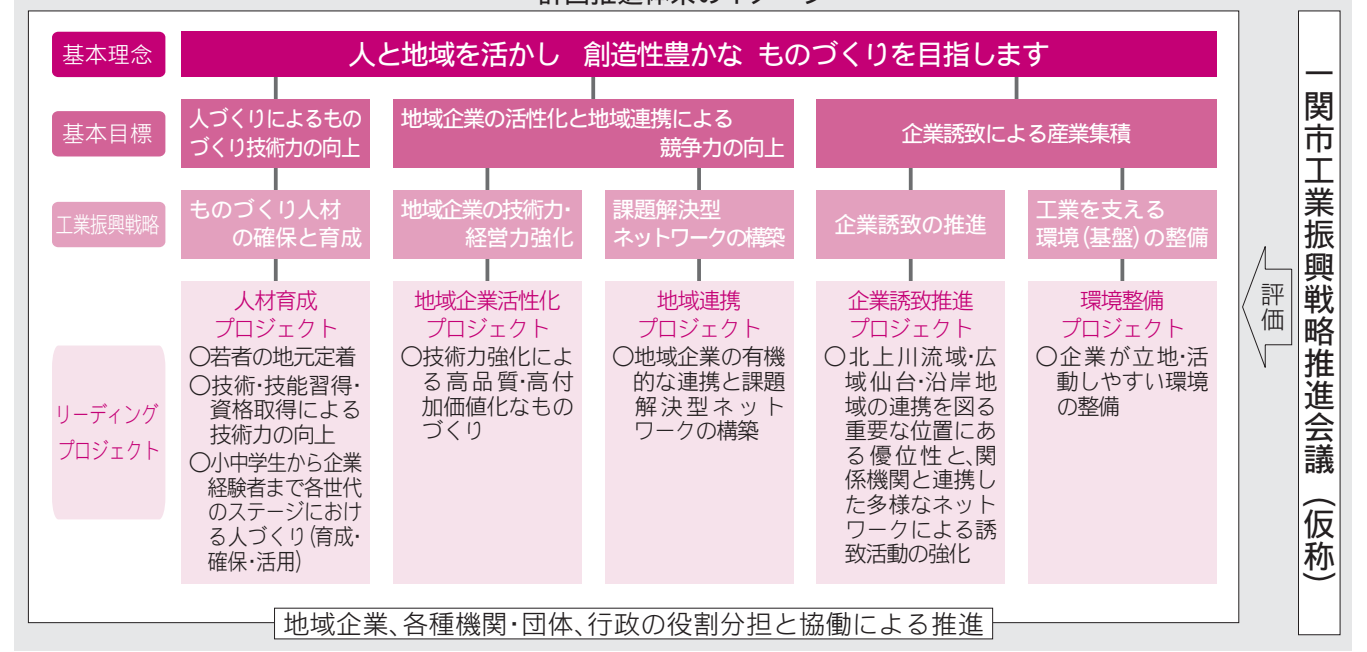
計画書は本庁工業課、支所産業経済課に備え付けるほか、ホームページにも掲載します。また、概要を記したパンフレットを作成し、市内の企業などに配付することとしています。

◎問い合わせ先
本庁工業課工業振興係

工業振興計画の概要

- (1)計画の構成**
計画は、①計画策定の趣旨②一関市の工業を取り巻く現状と課題③工業振興の基本的な考え方④工業振興戦略⑤リーディングプロジェクト⑥計画の実現に向けて一で構成されています。
- (2)基本理念・基本目標・工業振興戦略・リーディングプロジェクト**
計画では、市の工業の現状について、①ものづくり人材の確保と育成②地域企業の技術力・経営力の強化③多様なネットワークの構築④企業誘致と地域企業への支援⑤企業が活動しやすい環境(基盤)の整備の一の視点から課題を整理し、これらに対応するため、基本理念の下に三つの基本目標、五つの工業振興戦略、さらに各戦略で特に重要度や緊急度が高いものについて重点的に取り組むリーディングプロジェクトを定めています。
- (3)計画の推進**
計画の実現に向けて、地域企業と各種機関・団体、行政のそれぞれの役割分担を明らかにし、その協働により施策を推進することとしています。さらに、計画を実効あるものとするため、一関市工業振興戦略推進会議(仮称)を設置し、計画の進行管理などを行うこととしています。

計画推進体系のイメージ



6月から 下水道、農業集落排水、汚水処理施設 使用料が変わります

12月市議会定例会において、下水道・農業集落排水施設・汚水処理施設の各条例が改正されました。これに伴い、6月からそれぞれの使用料が変わりますのでお知らせします。今後とも事業の効率化を進め、経費の削減を図り、下水道事業の健全な経営に努めてまいりますので、「ご理解」と「協力」をお願いします。

◎料金改定の主な内容
▽合併後、新市にあっても地域ごとに旧市町村で定めた料金としていた使用料を統一しました(左の表のとおり)。
▽使用量1立方メートル当たりの単価を見直しました。(現在の単価が国の定める基準より低いことから交付税措置が受けられなくなる可能性があるため)

| 汚水の種類 | 基本使用料 | 区分 | 水量使用料(1m ³ 当たり) |
|-------|-------|----------------------|----------------------------|
| 一般汚水 | 1000円 | 10m ³ まで | 70円 |
| | | 20m ³ まで | 130円 |
| | | 30m ³ まで | 155円 |
| | | 50m ³ まで | 170円 |
| | | 100m ³ まで | 180円 |
| 浴場汚水 | 1000円 | — | 100円 |

※上記使用料の合計額に1.05を乗じた額(1円未満の端数切り捨て)となります。

| 使用量 | 料金 | 上の料金表に基づいて、実際の使用量の例により料金を計算したものです。 |
|------------------|-------|--|
| 0m ³ | 1050円 | |
| 5m ³ | 1417円 | |
| 10m ³ | 1785円 | |
| 15m ³ | 2467円 | 【計算方法】 (例1)水道使用量が15m ³ の場合 (基本料金1000円+(10m ³ ×70円)+(5m ³ ×130円))×1.05=2467円 |
| 20m ³ | 3150円 | (例2)水道使用量が30m ³ の場合 (基本料金1000円+(10m ³ ×70円)+(10m ³ ×130円)+(10m ³ ×155円))×1.05=4777円 |
| 25m ³ | 3963円 | |
| 30m ³ | 4777円 | |
| 40m ³ | 6562円 | |

▽大口使用者の使用料について、他市との均衡を図りました。
◎実施時期
6月の使用料請求分から、改定された使用料になります。なお、後日改定の詳細についてチラシを配付します。

◎2月は▽下水道事業受益者負担金(分担金)一関・花泉・大東・東山・川崎地域2期▽農業集落排水事業受益者分担金(大東地域2期)▽浄化槽事業受益者分担金(大東・東山・川崎地域)全期または2期1の納期です。忘れずに納付しましょう。納期限は2月29日です。

◎公共下水道への接続に伴い浄化槽を廃止する場合は、次の点に注意してください。
◇公共下水道への接続工事は、「排水設備計画確認申請書」を提出し、確認を受けた後に行ってください。また、終了後は「排水設備等工事完了」下水道使用開始届を5日以内に提出し、完了検査を受けてください。
◇浄化槽廃止後30日以内に「浄化槽使用廃止届書」を提出してください。
◇浄化槽廃止に伴う清掃および汚泥引き抜きは、専門業者に委託し適正に処理してください。

◎問い合わせ先
本庁下水道課普及係
または各支所下水道課

「灯油購入助成券」申請はお早めに

市では、急激な灯油価格の高騰に伴い、高齢者や障害者などの世帯のうち、市民税が非課税の世帯に対する生活支援として、一世帯当たり7000円の灯油購入費を助成する「灯油購入助成券交付事業」を行っています。

助成の対象となる見込みの世帯には1月中旬に個別に通知し、1月末現在約4000世帯に対して助成券が交付されています。助成券の使用有効期限は3月31日までです。また申請していない人は、お早めに申請の上、活用ください。

◎対象世帯：次のいずれかに該当する世帯
①19年度市町村民税が非課税で高齢者(満65歳以上)のみの世帯
②次のいずれかの人がいる世帯
▽身体障害者手帳1・2級
▽療育手帳A
▽精神保健福祉手帳1級
▽障害基礎年金1級
▽特別児童扶養手当1級
③一人親または父母に代わる養育者と18歳未満の児童のみの世帯
④生活保護世帯

次のような場合は問い合わせを市から通知がなかった世帯であっても、次のような世帯で、右記の「対象世帯」に該当すると思われる場合は、問い合わせください。

○19年1月2日以降に市内に転入し、前住所地における19年度市町村民税が非課税の人がいる世帯
○18年中の収入が遺族年金・恩給・障害年金などのために、申告の必要がなかった人がいる世帯



助成券交付申請はお早めに(写真は市役所本庁での受け付けの様子)

◎申請先・問い合わせ先
本庁社会福祉課
または各支所福祉課